

聖德太子『勝鬘經義疏』

現代語訳と研究との抄録——「十大受章」

——聖德太子讚仰研究会『勝鬘經義疏』研究記録(抄) その五として——

小田村寅二郎
梶 村 昇

太子『義疏』訓点文(昭和会本)——經典・十大受章の分類ならびに解説

從爾時勝鬘夫人聞受記已以下。明自行行一中之第二十一大受章。歎仏真実求依常住。本為修善。且帰依即異於昔。戒亦心改於昔。所以今受大受異於昔日小乘五戒也。就中開為三。

第一明ニ受戒方便。

第二從世尊我從今日以下正明ニ受戒。

第三從法王世尊以下竟。立誓斷疑。

將欲レ受レ戒。故先修ニ容儀一以靜ニ其志。修儀靜志要為レ受レ戒。故第二即有ニ受戒。受戒既竟。即大衆疑。勝鬘既為女人一所志慮弱。而今其所受甚重且遠。恐將口不レ當レ実。是以第三立誓斷疑以成其受。

右の『義疏』現代語訳

爾の時に勝鬘夫人受記を開き已りてとある箇所から以下は、「自分行を説明する三一章(歎仏真実功德章・十大受章・三大願章)の中の、第二の章の「十大受章」である。勝鬘夫人が仏の「眞実」(聖体円備にして偽にあらず、至徳凝然として虛なき)を讀歎して、永久不變の眞實に帰依しようとするのは、根本は、善を行ふ為なのである。また、「帰依」は「昔日の無常(小乗)に帰依するに異る」(歎仏真実功德章の太子の御言葉)のであるから、「戒」もまた、昔の戒を改めなければならない。そこで今「大乗の受戒」を受けるのは、昔日の「小乘の五戒」とは異なるのである。この十大受章を三つに分ける。

その第一は、受戒の方法・態度を説明する。(經典原文の勝鬘受記を開き已りて恭敬して立ちて十大受を受くが)れである。)

その第二は、これからあとの經典原文に出てくる世尊よ。我今日より乃至菩提に至るまで所受の戒に於て犯心を起さずから以下十戒をあげる箇所で、正に受戒を説明する。

その第三は、そのまたあとの經典原文に出てくる法王世尊、現に我が為に証したまへ以下、この十大受章の終りまでの箇所で、勝鬘が仏の前で誓ひ立ててその誓ひに対する衆生の疑惑を断ち切るところである。

勝鬘は、いまから戒を受けようと思ふ。そこで、先づ姿かたみをただしくして、もつてその心持を静かにする。容をととのへて心持を静かに落着けるのは、主眼は戒を受けようとするためである。そこで第二に「受戒」のことが出てくる。勝鬘が戒を受けをはるとすぐ大衆は次のやうな疑ひを起す。すなはち、「勝鬘はもともと女性である。意志が弱いにちがひない。ところが、今勝鬘の受けるところの戒は甚だ重大であり同時に遠大である。恐らくは、口に言ふ

ところが実現できないのではなからうか。」と。このために第三に、勝鬘は誓ひを立てて大衆の疑ひを断ち切り、その受戒を成就するのである。

(研究1)

○「十大受章」の大要について

太子は「十大受」章をあげるに当つて、これを「自分行」の第二の章と説かれます。善行の本を帰依とせられたので、第一が「歎仏真実功德」章です。仏の常住真実^{じょううじゅじつ}を讀歎するのが最初です。仏の慈悲^{じやくし}みをありがたいと感ずるところから、私^{わたくし}をはなれた善行^{ぜんぎょう}がはじまるので、帰依が第一ですが、その帰依も昔の小乗の帰依は、「無常」に帰依するといふのですが、この「無常」は、変化して消滅するもの、すなはち肉身の釈迦に帰依する、英雄崇拜のときものといふことになります。それは、自己の無常であることを気づかないままで帰依することになります。自分を先に立て、その自分が安心を得るためにすがりつくるもの、——それは変化して消滅するはない対象です。これに對して、"永遠の大悲"に帰依することは、仏の衆生救済の徳を仰いで善をなし、衆生を教化して衆生とともに往生^{おうじゆう}することを期することですから、衆生のために身を捧げる善行のもとになる帰依です。つまり、大乗の帰依といふことになります。「自分行」の第一の「歎仏真実功德章」における帰依の内容は、このやうに小乗から大乗へうつったのですから、帰依につづく善行の「戒」(誓ひ)もまた、大乗の戒にならなければならない。それを"十の大乗戒"^{だいじょうかい}といふのです。この「十大受」を説明するが、この「十大受章」です。

次に先づこの章を、太子は三段階に分けられます。第一は、戒を受ける心構^{こころ}へです。次に、戒そのものです。第三に、

受戒直後、勝鬘が女性なので意志が弱いから、口で言ふやうにはできないのではないか、といふ大衆の疑念がおこるであらう、それに対して勝鬘がさらに誓ひを仏前に立て、大衆の疑ひを断ち切つて仏の受記を授かる、と太子は説明されるのです。

(研究2)

○「**仏の真実を歎じて常住に依らんと求むるは、本、善を修せんが為なり。**」

右のお言葉を前章（歎仏真実功德章）にある「**善を行はずるの義は、本、帰依に在り。**」とのお言葉とあはせて考へてみました。この意味は、"善を行はずるといふことが出てくるのは帰依からである。帰依をはなれて善はない。"といふ意味ですから、この「義」の意味は、「本当の意味」といふことで、"善を行ふ、その本当の意味・根本は帰依にある"といふことでせう。帰依がもとで善の実行がある、といふ意味と思はれます。つまり、仏の大慈大悲をありがたいと思ふ心持があり、その真実に帰依したいといふ感動をもととして、もちろんの善行は行はれる、といふのが、太子の御釈であると思ひます。

したがつて、はじめにあげた「**本、善を修せんが為なり**」の主語は、帰依の意味になつてゐますので、帰依は、根本として、善を修めるためである、善を修するためには、帰依を本としなければならない、といふ意味になります。太子の『十七條憲法』の第九条にある「**信は是れ義の本なり**」は、「まことにこれが正しい行ひの本である」といふ意味でせうが、この「信」は、「**信順**」「**信仰**」の「信」と同じで、つきつめれば「**讚歎**」「**帰依**」の心ですから、「信は是れ義の本なり。」は、仮に儒教的表現としても、その意味は、「**善を行はずるの義は、本、帰依に在り**」といふ仏教的表现と同じ内容のものと思はれます。

明治天皇の御製に「孝」の御題で、

たらちねの親につかへてまゐなるが人のまことの始なりけり（『明治天皇御集』明治四十年）といふ御歌がありますが、これは、太子の「善を行ずるの義は、本、帰依に在り。」と同じ意味をお示しになられたものであると思ひます。また、同じく明治天皇の御製に「義」の御題で、

おのが身はかへりみずして人のため尽すぞひとの務なりける（『明治天皇御集』明治四十二年）とありますのも、太子の言はれる「大乘の善行」（後に出てくる「太子の行」）と同じものをお示しになられた御歌と仰がれるのであります。

太子『義疏』訓讀文（『昭和会本』）——經典・十大受章の第一「受戒・方便」の語釈ならびに解説

恭敬而立者。當時受戒必須著地。今仏処空。若著地即言接奢遠。故立而為受。受=十大受者。上受是能受之心。下受是所受十戒。昔日雖復五戒所求者小乘。今以常住菩提為期。故云「大受」。

右の『義疏』の現代語訳

恭敬して立て（うやうやしく敬つて立つて）と經典原文に書いてあるのは、普通の時に戒を受ける場合は、必ず地にひれ伏して行ふ方法をとるのである。ところが今、仏は虛空にいらつしやる。もし勝鬘が地にひれ伏してみると、仏の言葉が直接うけにくくなり、語りあふあひだがはるかに遠くなる。そこで、少しでも仏のお声が聞えるやうに、普通とはちがふが、この場合は、うやうやしく「立て」しかも戒を受けるのである。受=十大受（十大受を受

く)との經典原文の語句は、上の「受」(受く)は、主体の心のはたらきとしての「受」であり、下の「十大受」の「受」は、客体としての「受」すなはち「十戒」をいふのである。(註・上の「受」は「受戒」の「受」であり、下の「受」は「受戒」の「戒」にあたる。) 戒について言へば、昔日にも五戒といふものがあつたが、その五戒によつて求める所は、小乘であり、自^二の救済である。今は、自他ひとしくともに常住真実^{じようじゆかうじんじつ}の仏果に入ることを期^めするのである。そこで「大受」^{だいじゅ}すなはち「大乘の受」^{だいじょうのじゅ}と云ふのである。

(研究)

『義疏』のこの箇所は、恭敬而立受^{シテチタクシテスル}十大受^{ヤマニ}といふ經典原文の一文についての御釈です。一字一句もゆるがせにせられず、情景と心の動きとを実にありありとお示しになられるので、本当にすばらしい御釈と思ひます。「立ちて受く」といふ点に疑問を発せられ、それに答へる形で解説されるところが、實に自由な、とらはれない研究態度で、読む者の心をみちびいてくださるのであります。

太子『義疏』訓点文 (昭和会本)——經典・十大受章のうち、全「十戒」の分類ならびに解説

就^テ第二正受戒中^ノ。凡有二十戒^一。亦開為^{スル}三。

第一初五戒^ノ。名^ヲ為^ス攝律儀戒^ハ。律者類^{ナリ}也。儀者容儀^{ナリ}。此五戒止^ム於意惡^一。而^テ容儀之類自不^レ失^ム法。

第二從^ニ不^レ自為^フ己^一以下。有^ニ四受^一。名^ヲ為^ス攝衆生戒^一。

第三從^ニ摄^{シテ}受^ム正法^一終^ム不忘失^セ以下。有^ニ一受^一。名^ヲ為^ス攝善法戒^一。

將欲^{ユベ}化^{セントラ}他要必先正^{スバツ}己^シ身^ジ。所以先受^{シノゾク}自行^{ジキヤウ}。大士正^{ダービハシタスル}己^シ要為^{ハナリ}化^{セントラ}物^{ガフ}。故次有^ニ攝衆生戒^{ジツジンボウケイ}。化物之道非^{ハズ}但止^{タナヒミ}惡^ヲ。

要^{カラス}修^ツ福善^ヲ。故第三有^ニ攝善法戒^{ジツセンボウケイ}。然^ル

第一以^{ハチ}自行^ヲ為^メ本兼顯^{トナシ}化^{セントラ}他^ヲ

第二以^{ハチ}化^{セントラ}他^ヲ為^メ宗^{トナシ}仍^ム明^ニ自行^ヲ

第三合明^ニ自行化他^ヲ

即備^チ拳^ヲ大士^ノ之行^ヲ明^ニ矣^{アモカナリ}

右の『義疏』の現代語訳

第二の「正しく戒を受ける」箇所の中については、すべてで十の戒がある。その十戒を分けると三つになる。その第一に、十戒のうちの初めの五つの戒を、名づけて攝律儀戒（もろもろの容儀を整へる戒）とする。「律」とは「類」（種類）の意味である。「儀」とは「容儀」（すがたかたち）のことである。此の五つの戒は、心（意）の悪を止める。さうすると、容儀の類は自然に法にはづれず、ととのふのである。

第二には、經典原文の自ら己の為にせずといふ箇所から以下、四つの受戒がある。名づけて攝衆生戒（衆生のために受ける戒）とする。

第三に、經典原文の正法を攝受して終に忘失せずの箇所から以下、一つの受戒がある。これを名づけて攝善法戒（善法を摄受する戒）とする。

他人を教化救済しようと思へば、先づ自分の身を正さなければならない。そこで先づ最初に、自行の戒（攝律儀戒）

を受けるのである。大士（菩薩）が自己を正す主眼は、自分のためではなく衆生を教化救済するためである。そこで、次に攝衆生戒があるわけである。衆生を教化救済する道は、但だ惡を止めるばかりでは充分でない。からず福善（他人のためになる善行）を修める。そこで、第三に攝善法戒があるのである。ところで、

第一の攝律儀戒は、自行を主として兼ねて化他を願す。

第二の攝衆生戒は、化他を宗としてなほまた自行を説明する。

第三の攝善法戒は、合せて自行化他を説明する。

これで大士（菩薩）の行をすべてくはしく示したことになる。

（研究1）

○「正戒受」（正しく戒を受く）の大意

この箇所は、十大受章の中の第一の「十戒」の説明をざれる太子の文章ですが、太子は先づ最初に、例によつて、十戒の説明をする經典原文を三つの分段に分け、全体を要約されます。最初の五戒を自行、次の四戒を化他行に要約され、第十の戒は、自行と化他行とを合はせたものとされます。そしてこれが大士（菩薩）の戒行のすべてである、と説明されるのであります。云はば、「正受戒」の箇所の「はしがき」のやうな役割を持つ箇所でありますが、同時に「總論」であり「原論」とも見られて、その中には、太子の御確信を示されるやうな重要なお言葉を含んでをります。次のお言葉がその一つと思はれます。

(研究2)

○「將に他を化せんと欲せば要は必ず先づ己が身を正すべし。所以に先づ自行を受く。大士の己を正しくする要は、物を化せんが為なり。故に次に攝衆生戒あり。」

右のお言葉は、「自行」といへども「化他」が目的である、といふ意味のお言葉で、衆生救済、すなはち国家國民生活のために御身を捧げられた御心労を、如実にお述べになられたものと思はれます。普通に考へますと、先づ自分の人格を修養して立派な人間となり、それから人を導き、また人のために尽す、といふのですが、それではいつにしても、人を導きまた人のために尽すことはできないので、太子は、さういふ迷ひを打破して、「己が身を正す」のは、一に、「他を化せんが為」であると説かれるのです。自分が先でなく衆生が先にあるのです。その心の持ちやうのぎびしさを、この御言葉から感じます。この『勝鬘經義疏』の「一乘章」にある次の御言葉とも照応してをると思ひます。

○「大小を弁せば、自度を求めず物を済ふを先と為して仏果に等流するを称して大乗と為し、物を化するを患と云ふ。」と。
して但だ自度を求めて彼の無実を藏するを名づけて小乗と曰ふ。」と。

ここに太子の『義疏』の根本思想があると思はれます。そしてこのことを、われわれの心の動きの実際に即して体験的に解明され、「自度を求むる」心の迷ひを強くきびしく指摘され、『義疏』を読む者の心を激励開導せられるのが、太子のお言葉であります。

太子『義疏』訓点文（『昭和会本』）——經典・十大受章のうち攝律儀戒（第一～第五戒）の分類ならびに解説
就^テ第一攝律儀中五戒^ヲ分為^三。

第一^ニ初^ニ受^{ハス}。昔^ノ所受^シ小乘^ノ五戒^ヲ猶^ル不^{レバ}起^{ハサ}犯心^ヲ。小乘^ノ戒法但制^ム身[・]口[・]不^{レバ}制^ム於^ハ心[。]今又更精^ニ其先^ノ所行^ミ明^ニ清淨^{之極}也。此戒既防^ニ昔日^ノ故在^{レバ}初也。

第二^ニ有^ニ二受[。]明^ア於^ニ尊卑^ニ境^ヲ誓不^セ。起^{ハサ}惡[。]

第三^ニ有^ニ二受[。]明^ア於^ニ自他^ニ境^ヲ誓不^セ。起^{ハサ}惡[。]

右の『義疏』の現代語訳

〔「正受戒」の中の〕第一の攝律儀戒^{（小乗の戒を含めて、あらゆる戒律を摂め取つて総合した戒）}の中に、五つの戒があるが、それを分けて三つにすることができる。

その第一の「受（戒）」は、この大乗の戒を受ける前に受けた小乗の五戒を行ふにおいてすら、心の中から悪を犯さないやうにする「受」であることを説明してゐる。小乗の戒法といふものは、ただ身体と口から生ずる悪だけを制して、もう一步進んで意から起す悪を抑へない。それで、今までさらに、先の所行（小乗の戒による身・口を制した行ひ）の欠けてゐたことを、もつと一層はつきりさせ、清淨^{の極み}といふものは、内面的に悪を起さないことなのだ、と説明してゐるのである。この第一の「受（戒）」は、既に述べた通り、昔日の小乗の戒を行ふにおいてすら、「意の悪を止む」の精神を以て、生かしめてゐるのだから、これから行ふ十大受の第二受以下の戒との関係は、さらに深い筈である。だからこの「受」が初めて出てゐるのである。

三つに分けた中の第二は、第二番目の「受（戒）」と第三番目の「受（戒）」の二つである。「尊」と「卑」すなはち、目上のものと目下のもの双方に対し、ともに、心から悪を起さないことを説明してゐる。
三つに分けた第三は、第四番目、第五番目の二つの「受（戒）」である。自分自身と他人に対してとの二つの境地において、心から悪を犯さないことを説明してゐるのである。

（研究）

○「昔日を防す」の解釈から考へて、「第一の受」の持つ意義を考察する。

「昔日を防す」の「防す」の意味は色々ありますが、(①まもる、②ふせぐ、③蔽ふ)の三つについて考へてみます。
①②の意味にしますと、「昔日を防す」の意味は、小乗の時の戒のすべてを否定してしまはないで、①その形を守つて残す、②その形のなくなるのをふせぐ、などの意味になりますが、この事については、前の「受戒の方便を明す」のところで、「意の悪を止む、しかも容儀の類、自ら失はざるなり」とあつて、すでに書かれてあります。それを又ここで重複させて書く必要はないと思はれます。そこで、③蔽ふ、について考へてみます。「防」といふ字には、「防露」といふ単語がありますが、(地一面を蔽うてある露)の意味であります。そこで「防」と同じ意味である「蔽ふ」の字を考へてみると、『論語』に「詩三百、一言以て之を蔽ふ、思ひ邪なし」とあり、「思ひ邪なし」の精神が詩経の三百の詩の一つ一つに蔽ひ行き渡つてゐる)の意味で、「昔日を防す(蔽ふ)」の言葉の使ひ方がぴつたり一致してゐるやうに思はれます。すなはち(「意の悪を止む」といふ精神が、昔日の小乗の戒すべてに蔽ひ行き渡つてゐる)といふ解釈になると共に、①②の解釈よりも、意味がさらに積極的になり、「初めに在るなり」の句とのつながり

りも、小乗の戒への働きかけだけではなく、「第一受」から「第十の受」迄の各「受」との間にも、深い意味のつながりがあることを表はしてをります。

それは、「第一受」の「意の悪を止む」すなはち、内面的に悪をしないのが、本当の清淨だといふ考へ方は、人間なら誰でもさう考へざるを得ないことであります。ところが「第二受、第三受」は、『尊卑の二境』についてであり、「第四受、第五受」は、『自他の二境』についてであり、共に具体的な人生の事実についての、観察がなされてをります。そこで、「第一受」の戒は、具体的問題である「第一受」からの「十大受」との間にあつて、何が眞実かといふ問題で、常にあらゆる時や場所で働いてゐることになります。

それから「摂律儀戒」「摂衆生戒」「摂善法戒」といふ如く、「摂」の字が「受」の総括として表現してあります。「昔日を防す」の代りに「昔日を摂す」といへば、もつと意味がはつきりすると思ひます。然し「摂す」は、文章を概念的にまとめるには大変都合のよい字ですが、具体的な感覚がありません。そこで太子は、文章に具体性を表現するため、「昔日を防す」と表現なさつたのであらうと思はれます。

太子『義疏』訓点文（昭和会本）——經典・十大受章のうち摂律儀戒（第一～第五戒）の語釈ならびに解説

於諸尊長不_レ起慢心者。三處為_レ尊。兄秩為長。於諸衆生不_レ起恚心者。通言_ニ含識之類。然所_ニ以_レ尊上止慢於_レ卑禁_ニ瞋者。解_{スルニ}有_ニ三種。

一云。凡人之情於_レ上樂_レ等。故起慢。於_レ下求_レ逼。故起瞋。一皆非道。所以尊上止慢。卑上防瞋。

一云。尊上多生瞋而慢少。何_ニ即尊者_ハ其高貴_ニ好。陵_ニ群下。故下多生瞋。而其德自可_レ敬。故慢生。

少。卑上慢多生而瞋少。何即為己在下理。自可陵故生。慢即多。縱橫隨我故生。瞋少。言今於尊上少慢尚不起。況乎卑上多生慢。又卑上少瞋尚不起。況乎尊上多瞋。是皆拳輕況重。三云。尊長是可敬境。恐慢與敬相違。故尊上止慢。卑是可慈境。恐瞋與慈相違。故卑上止瞋。第三ニ受明下於自他二境誓不。起惡。言於他不起族於自不起慳。可見。

右の『義疏』の現代語訳

諸の尊長に於て慢心を起さずといふのは、三処（君・親・師）を「尊」と為し、兄秩（公私にわたる目上の者）を「長」とする。諸の衆生に於て恚心を起さずといふのは、心識を有するもの即ち有情の類の衆生全体をいふのである。ところが、「尊者」（目上の者）に対しては、「慢」（あなどりの心）を起さないやうにし、「卑者」（目下の者）に対しても、「瞋」（いかりの心）を起さないやうに禁じてゐるが、その理由については、三種の解釈がある。

その一つの解釈は、凡そ人情といふものは、目上のものに対しても自分も同じやうでありたいと樂ぶ心があるために、目上の者を慢どる心（反抗心）を起すことになり、目下の者に對しては、自己の權威を押しつけて働かせようと思ふ氣持があるために、自分の思ふ通りにならないと瞋りの心を起すのである。これは二つとも、道にはづれてゐる。そこで目上のものに対しては、慢る心（反抗心）が起きるのをとどめ、目下のものに對しては、瞋りの心が起きるのを抑へるのである。

二つの解釈は、次の通りである。人は、目上のものに對しては瞋りの心が生ずることが多くて、慢る心が起きることは少いものである。なぜならば、瞋りの心が生ずることが多いのは、目上のものは、自らの高貴の身分を嵩

に着て勝手氣^き_き盡^{まつ}に目下のものたちを軽んずるので、目下のものは、目上の者に対して瞋りの心を起すことが多いのである。そしてまた、あなどる心が生ずることが少いのである。高貴のものの威徳は、自然と尊敬に値するものがるので、目下のものは、目上の人に対して慢^{あなど}る心が起きることが少いのである。また、人は目下のものに対しては、慢^{あなど}る心は多く生じ、瞋^{いかり}りの心は少いものである。どういふわけかといふに、目下のものは自分より下にあるので、道理として自然と軽んずることが出来るので、慢^{あなど}る心（怠慢心）が起きることが多くなり、目下のものは、縱^{さき}にも横^{よこ}にもこちらの思ふ通りに随つてくれるので、目下のものに対して瞋りの心を起すことは少いのである。この二つの解釈が言はんとしてゐる意味は、次の通りである。今ここに目上のものに対して起る少しの慢^{あなど}る心さへ起さないやうにするのだから、ましてや目下のものに対して多く起る慢^{あなど}る心を起るままにしてよいであらうか、よい筈^{あなど}はない、必ず起さないやうにせねばならぬ。また目下のものに対して起る少しの瞋^{いかり}の心さへ起さないやうにするのであるから、ましてや、目上のものに対して起る多くの瞋^{いかり}の心を起るままにしてよいであらうか、よい筈^{あなど}はない。必ず起さないやうにせねばならぬ。以上この二つの解釈は、軽い実行し易い方を取り上げて示し、重い実行し難いものとくらべて合せて論じたものである。

三つの解釈は、次の通りである。尊者や長者など目上のものは、尊び敬ふべき対象である。ところが現実に於ては、敬ふ心がなくて慢^{あなど}る心が働いてゐることは恐ろしい事だ。だから、目上のものに対しては心から敬ふやうにするために、目上のものに対して、慢^{あなど}る心の起きるのをとどめてあるのだ。目下のものは、慈しむべき対象である。ところが現実に於ては、瞋^{いかり}の心と慈しみの心とが入り違つてゐることは恐ろしいことだ。それで実際に於て、心から目下のものを慈しむやうに瞋りの心を禁じてあるのである。

三つに分けた第三は、第四番目の「受（戒）」と第五番目の「受（戒）」の二つである。自分自身と他人に対しても二つの境地において、心から惡を犯さないと誓ふ、といふことを説明してゐるのである。その意味は、他人のもつてゐるものに対しては嫉妬心を起さず、自分のもつてゐるものを持惜しみしない、と誓つてゐるのである。經典原文をよく見なさい。

太子『義疏』訓点文（『昭和会本』）——經典・十大受章のうち摂衆生戒（第六～第九戒）の分類ならびに解説
就^テ第二摂衆生戒 四受^一 艾分^一 為^レ一〇

第一有^ニ二受^〇 同明^ニ慈心与樂^〇

第二有^ニ二受^〇 亦同^{ジクス}明^ニ悲心拔苦^〇

就^ミ第一有^ニ二受^〇 自^ラ分為^レ一〇

初^ハ受明^レ与^ニ 樂果^〇

後^ハ受明^レ与^ニ 樂因^〇

不^ミ自^ラ為^レ己受^ニ畜^ト財物^ト者^〇 明^ニ止善^〇 從^ミ凡^{レバ}有^ニ所受^一以下[。] 明^ニ行^ノ善^ヲ 不^ミ自^ラ為^レ己行^ニ四攝法^ト者^〇 明^ニ止善^〇 従^ミ為^{レバ}

一切衆生^ニ以下[。] 明^ニ行^ノ善[。]

右の『義疏』の現代語訳

(「十大受章」を三つに分けたうちの) 第二番目の攝衆生戒には、第六、第七、第八、第九の四つの「受」があるが、それも分けて二つにする。

その第一に、第六、第七の二つの「受」があり、それは二つとも同じく“いつくしみの心”をもつて、衆生に楽しみを与へることを説明してゐる。

その第二に、第八、第九の二つの「受」があり、それもまた二つとも同じく“あはれみの心”をもつて、衆生の苦しみを救ふことを説明してゐる。

初めの第一に二つの「受」があるが、それは自然に分かれて二つとなつてゐる。

その初めの「受」(第六受)は、衆生が結果として受け得る楽しみを与へることを説明してゐる。

その後の「受」(第七受)は、その楽しみの原因となるものを与へることを説明してゐる。
自ら己の為に財物を受畜せずとは、同じ善であつても抑止的・消極的な意味での善であり、
凡そ所受有ればから以下は、積極的・行動的な善を説明してゐる。自ら己の為に四攝法を行ぜずとは、抑止的・消極的な善を説明し、一切の衆生の為めから以下は、積極的・行動的な善を説明してゐる。

太子『義疏』訓点文(昭和会本)――經典・十大受章のうち攝衆生戒(第六・七戒)の語釈ならびに解説

以無愛染心者。謂無貪心。無厭足心者。無瞋心。無無礙心者。無癡心。又云。以無愛染心者。謂不以愛見悲。若有愛見即化道為漏。亦於生死有厭足。且化物有礙。又云。以無愛染心者。謂不同凡夫。無厭足心者。不不同二乘。無礙心者。同於大士。

第二二戒悲心拔苦。亦自為一。

初明拔苦果。

後明拔苦因。

従見孤独以下。明止善。従必欲安穩以下。明行善。

右の『義疏』の現代語訳

無愛染心を以てとは、貪ることのない心（すなはち、"自分のために"といふことがついてまはらない心）である。

無厭足心とは、瞋ることのない心（すなはち、相手が自分の思ひどおりにならないからといつて瞋らない心）である。

無礙心とは、不平不満のない心である。

またかうも云へる。無愛染心を以てとは、「愛見の悲」すなはち、個我執着といふ人間の業から起る愛情をもつてするのではない。もし愛見の心があれば、（個人的好惡の心が働くから）

教化から漏れるものがでてくる。また現世において、適當な所で満足して止めてしまへば、衆生を教化するのにさまたげになる。——と。またかうも云へる。無愛染心を以てとは、（凡人の起す愛着の心を遙かに超えたものであるから）

凡夫の心とは異つたものである。無厭足心とは、（声聞や縁覚のやうに仏道に入つたとはいへ、自己の救ひだけを求めてゐる人々とは異つてゐて、あくまでも生きとし生けるもの、すべてを教化しなければやまないといふ心であるから、これら）二乗の人々とは異つてゐる。無礙心とは、（すべての人々に己れを捧げる）大乗の菩薩と同じである、——と。

第二に（第八受と第九受の）二つの戒がある。これは"あはれみの心"をもつて衆生の苦しみを救ふことを説明して

る。これも「く自然に二つに分けられてゐる。

初めにある（第八の）受（戒）は、結果として受ける苦しみから救ふことを説明してゐる。

後の（第九の）受（戒）は、苦しみの原因から救ふことを説明してゐる。

若し孤・独……を見てはから以下（暫くも捨てずまで）は、善行ではあるが、抑止的・消極的な意味での善であり、必ず安穩ならしめんと欲しから以下（然る後に乃ち捨てんまで）は、行動的・積極的な善を説明してゐる。

太子『義疏』訓点文（昭和会本）——經典・十大受章のうち撰衆生戒（第八戒）の語訳ならびに解説

少 無_レ父曰_レ孤。老_レ無_レ子曰_レ獨。在_ニ園_ニ為_シ幽。有_ニ枷鎖_レ曰_レ繫。刑惱_レ曰_レ疾。疾甚_レ曰_レ病。在我稱_レ厄。談_レ彼_ト曰_レ難。自置_レ曰_レ困。外逼_レ曰_レ苦。以_テ義饒益_レ者。義猶_レ理也。以_テ理濟_レ十苦_一也。然後謂令_レ至_ニ苦提_ニ乃_レ捨_レ也。

就_テ拔苦因_ニ亦有_ニ止_ト・行_ト。從_ニ若見捕養_ニ以下明_ニ止善_ト。從_ニ我得力時_ニ以下明_ニ行善_ト。

右の『義疏』の現代語訳

幼い時に親を失つた者を孤といひ、齡を取つて子供のない者を獨といふ。牢獄に捕らはれてゐるのを幽とし、首かせや鎖でつながれてゐるのを縛といふ。肉体の悩みを疾といひ、「疾」のひどいのを病といふ。原因が自分にある災ひを厄といひ、原因が他人にある災ひを難といふ。自ら責めて苦しむのを困といひ、外から我が身に迫つてくる苦しみを苦といふ。義を以て饒益_レとは、「義」は道理のやうな意味であるから、この道理をもつて、以上に述べた「孤

・独・幽・繫・疾・病・厄・難・困・苦」の「十苦」に苦しむ衆生を救ふのである。そして後に、悟りの世界に至らしめて曰むといふことである。

「拔苦の因に就て」を説明する箇所についても、また、抑止的・消極的な善と、行動的・積極的な善とがある。若し捕と養との……を見てはから以下（終に棄捨せずまで）は、抑止的・消極的な善を説明し、我れ力を得ん時から以下は、行動的・積極的な善を説明してゐる。

太子『義疏』訓点文（昭和会本）——經典・十大受章のうち攝衆生戒（第九戒）の語釈ならびに解説

外求曰「捕。内畜曰「養。衆惡律儀謂十六惡律。見涅槃經。及諸犯戒者。言「違其本善者也。惡律儀發始更惡。犯戒初善後惡者也。我得力時者。力有二種。一勢力。二道力。於彼彼處者。若不行善即諸道皆閉。流轉生死一遷移六趣。所以大士於彼彼處皆見此人。重惡即以勢力折伏。輕惡即以道力。攝受。息惡修。善即聖化久住。聖化住世即善來惡去。故天人充滿惡道減少。道器既增。即仏法輪恒可転。」

右の『義疏』の現代語訳

鳥や獸を外で捕へるのを捕といひ、家で飼育するのを養といふ。衆の惡律儀とは、仏戒に背いた十六の惡行のことである。『涅槃經』の中に説かれてゐる。及び諸の犯戒とは、先に仏に誓つた誓ひを自ら犯す者をいふのである。「惡律儀」の方は、初めから仏の戒律を守らうなどとは思つてゐないので、一層悪いことである。これに対し「犯戒」の方は、ともかく初めは仏の戒律を守らう、と自ら誓ひを立て、後に自らそれを犯してしまふので、初めは善で、後

は惡であるといへる。我れ力を得ん時とは、力に二種類ある。一つは「勢力」であつて、武力、権力、人力すべてを包含する、いはば物理的な力である。今一つは「道力」であつて、道理をもつてする力である。彼の處に於てとは、もし善を行はなかつたならば、さとりに至るあるあるの道は、皆閉ざされてしまつて、人々は迷ひの世界を流転し、「地獄・餓鬼・畜生・修羅・人間・天上」の六つの世界を転々と経めぐるゝとなる。そこで大乗の菩薩は、この世のどこにおいてでも、このやうな惡行の人を見たならば、必ず、もしその人が重い惡行を犯してゐる場合は、直ちに物理的な力をもつてしてでも、その惡を責め改めさせ、もし軽い惡行を犯してゐる場合は、直ちに道理の力をもつて惡を止めさせ、仏道に導き入れる。かうして人々が惡をやめ、善を積んでいけば、人々が大乗の道に入つて、いく働きが永久に続けられることになる。さうなれば、必ずこの世に善が刻々現れ、惡は刻々に消え去る。それ故に、天人充满し惡道減少するのである。仏道を求める人々が、かうして増加していくば、すなはち、仏の教への輪は、いつまでも働き続けるに違ひない。

(語釈)

○「四攝法」について

人に布施をして感謝の念がその人に起つたとき、それを縁として仏法に帰依させる「布施攝」(dāna samgraha-vastu)、人が悩んでゐるのを見て、これを慰め勞はり、それを縁として仏法に帰依させる「愛語攝」(priyavāditā-s.)、善行を縁として仏法に帰依させる利行攝(arthacaryā-s.)、人と共に住み働き、それを縁として仏法に帰依させる同事攝(samānārthaśa-s.)の四法をしら。しつれも人々を誘掖(導き助ける)して、共に仏法を信じさせるための方法。

(研究1)

○第六受と第七受との関連について

太子は第六受を「樂の果」、第七受を「樂の因」として、双方を因と果との関係にみてをられます。第六受は、財物も貧苦の衆生に施すことを説明してゐますが、これは、第七受の「樂の因」に起因するとしてをられます。第七受は何かといひますと、これは無愛染心とか、無厭足心とか、無罣礙心とかいふ、専ら精神的な項目が説明されてゐます。即ち、財物等の物質的なものも、常に精神的なものが原因となつてゐなければならぬことを示されたものと思はれます。『大安寺伽藍縁起并流記資材帳』に、太子が、見舞ひに来られた田村皇子に「財物は亡び易くして永く保つべからず、但だ三宝の法は絶えずして以て永く伝ふべし」と仰せられた、とあります。このことと照應されるものがあります。

(研究2)

○無愛染心、無厭足心、無罣碍心の三つの心について

太子は、この三つの心を釈するに当つて、「又云」として、二つの説を述べてをられます。この「又云」といふのは、他の箇所で用ひられてゐる「一説云」といふ意味ではなく、太子御自身の御釈のやうに思はれます。それで、ここでは「又云」を「またかうも云へる」と訳すことにしました。

その理由として一言書き添へますと、文中の「愛見の悲」についての御釈が、『維摩經義疏』「文殊問疾品」の中の「此の愛見の悲は善なりと雖も、猶是れ相を存し云々」と仰せられた御言葉と照應されるものがあると思はれるからです。なほ、「愛見の悲」についての太子の御釈については、別のところで詳しく述べたいと思ひます。

なほまた、この三つの心の御釈の中で、太子は、三つの心をそれぞれ、凡夫、二乘、大士の三者に配して釈してをられます。「心」の解釈などといふものは、とくく観念的、説明的になりやすいものなのですが、太子は、これをより具体的に、より身近に考へようとなされてゐたと思はれます。『十七条憲法』に、「共に是れ凡夫のみ」（第十条）といふ御言葉がありますが、その「凡夫」とは、個我執着の「愛染心」に執らはれてゐるわれわれ人間のありのままの姿を指されたお言葉と思はれました。お互ひにその「凡夫」を超えて、菩薩行に向つて行かうではないか、といふところに、太子の基本的なお考へがあつたかと思はれます。

（研究3）

○「衆の惡律儀」について

太子は捕と養との衆の惡律儀について、簡単な御説明をお加へになられただけで、あとは「涅槃經に見えたり」と記してをられます。仏教教学では、「十六の惡律儀」について、詳しく論じてゐるところであります。太子にとつては、そのやうな仏教教学は、むしろ墮末に属する事柄であつて、それよりも、現実の国家国民生活の中に、仏教がいかに生かされていくか、そのことを大切にされたものと思はれました。